## 富山県中小企業環境施設整備資金融資要綱別表第1 第9号に掲げる資金の対象施設等について

別表第1第9号に掲げる資金については、次の各号に掲げる施設等の整備を対象とする。

- 1 温室効果ガスの排出の抑制に効果の高い施設等であって、次に掲げるもの
  - (1) 省エネルギー機器の導入
    - ア 高性能ボイラー
    - イ 高性能工業炉
    - ウ 低燃費型建設機械
    - エ 業務用省エネ型冷蔵・冷凍機
    - オ その他上記施設と同等の省エネルギー効果がある施設
  - (2) 建物の省エネルギー化に資する施設等
    - ア ビル屋上等を利用した緑化等の整備
    - イ 業務用ヒートポンプの導入
    - ウ コージェネレーション施設 (熱電供給施設)
  - (3) ビルエネルギー管理システムの導入
- 2 新エネルギーを利用する施設であって、次に揚げるもの
  - (1) 太陽熱利用施設
  - (2) 廃棄物の焼却熱利用施設
  - (3) バイオマス熱利用施設